

<市民参加の方法>

●市民参加の対象（条例第5条）

市民参加の対象として義務付けるもの（第1項）

①市の基本的な事項を定める計画等の策定・変更

→概ね5年以上の計画等（規則第4条第1項）

②市の基本的な方針を定める条例の制定・改廃

③市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃

④市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入・改廃

⑤規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定・変更

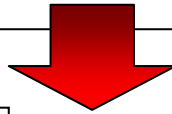
→用地費除く事業費が概ね5億円以上の施設（規則第4条第2項）

⑥その他市民参加を推進するため必要と認められる場合



◆除外項目…規則第4条第3項◆

- ・緊急、その他止むを得ない理由があるとき
- ・政策的判断を要しないとき
- ・市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するもの
- ・公にすることができない情報が含まれる場合



●市民参加の方法（条例第6条）

行政発の参加の方法（5種類）…第1項関係

①市民意向調査手続

②市民説明会手続

③市民意見公募手続

④市民会議手続

⑤審議会等手続

第5条第1項の規定により市民参加を求める場合



企画立案段階から適切な方法で…
←左記の市民参加手続により実施

ただし、法令等に特別の定めがある場合は、その法令の手続きにより行う。

市民発の参加の方法…第3項、第4項関係

市民提案手続

→ 市民30人以上の連署で市へ提案

別に定める方法により市民等の意見の把握

→ 市政ポスト、市民ふれあい懇談会、市長談話室など